日本リメディアル教育学会『リメディアル教育研究』投稿規程

第1条 リメディアル教育に関する研究，教材や教授法の開発と評価，教育実践の報告などについての原稿を募集する。投稿は，本会の会員が筆頭者であるものに限る。ただし，編集委員会が特に認めた場合は非会員からの論文等を掲載できるものする。査読審査を経て編集委員会が公表に値すると認めた原稿について，編集委員長は掲載を決定する。原稿料の支払い，掲載料の徴収はしない。

第2条 投稿原稿と依頼原稿（編集委員会が執筆を依頼する原稿）の記事類別，内容とページ数は，以下の通りとする。ただし，ページ数については，編集委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。なお，記事を招待（Invited）形式としたり，日本語への翻訳（Translated）形式としたりする場合もある。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 投稿・依頼の別 | 記 事 類 別  （括弧内は英文原稿の場合） | 内 容 | ページ数  （要旨を除く） |
| 投稿原稿  \*編集委員会が執筆依頼をすることもある | 論文  (Research Paper) | リメディアル教育に関する研究結果など | 6～16 |
| 研究ノート  (Research Note) | 論文に準じ，速報性を有し，断片的に得られた研究結果・調査結果など | 4～12 |
| 実践研究論文  (Practical Research Paper) | リメディアル教育に関する実践活動（授業など）から得られた成果に関する研究結果など | 6～16 |
| 実践報告  (Practical Report) | リメディアル教育に関する実践活動（授業など）から得られた成果などについて，一般化には至らないが，ある程度定性的・定量的に述べたもの | 4～12 |
| 資料  (Data) | ①リメディアル教育に関し，記録にとどめるべき資料や情報，②本会に設置されている委員会・支部会・専門部会からの報告，③会員にとって有用な情報などをまとめたもの | 2～8 |
| 教材解説  (Reviews of Teaching Methods) | ①リメディアル教育関係授業実施において，その工夫や改善点をまとめたもの，②リメディアル教育に利用できる教材および教育プログラムの紹介と解説 | 2～8 |
| 会員の本（新刊紹介）  (Books of Members) | 会員の著作紹介（場合によっては会員外の著作も可） | 1（刷り上がりページ数） |
| 依頼原稿  \*編集委員会が投稿を認めることもある。 | 論壇  (Opinions) | リメディアル教育に関して，意見や主張などを述べたもの | 2～8 |
| 展望  (Review) | リメディアル教育に関する主題について，最近の進歩や将来の予測を広い視野に立って述べたもの | 2～8 |
| 解説  (Interpretations) | リメディアル教育に関する主題について，会員に啓発するように平易に説明したもの | 2～8 |
| 随筆・随想  (Essays) | リメディアル教育に関する主題について，感想や経験談を述べたもの | 4～8 |
| 会員の声  (Members’ Voices) | 本会の事業などに対する提言などを述べたもの | 1～2 |
| 巻頭言  (Prefatory Note) | 会長などが，巻頭に述べるもの | 1～2 |

第3条 投稿原稿および依頼原稿のいずれについても，下記URLの投稿・査読システムにアクセスして，必要事項を入力すること。

　　　　https://mc.manuscriptcentral.com/jjade

　　　　原稿の受信後，編集委員会において書式等を確認したのち，受付の通知を行う。また，必要に応じて，著者照会を行う。査読審査を経たのち本誌への掲載が決定した段階で，受理の通知を行う。

第4条 原稿は未発表の完全原稿に限る。本誌に投稿した原稿の採否が決定するまでは，著者は同内容の原稿を他の雑誌等に投稿してはならない（二重投稿の禁止）。原稿の執筆は原則として最新の「執筆要項」に従うこととする。

第5条 原稿（投稿・依頼）の採否は，査読審査を経て，編集委員会において決定する。原稿は，記事類別に応じて，以下の○印で示される観点・項目で評価される。編集委員会の依頼による原稿についても，投稿論文と同じように扱う場合があり，必要に応じて，編集委員会から著者に原稿の修正を求める。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 記事  種別  観点・項目 | 投稿原稿・依頼原稿 | | | | | 観点・項目の概要 |
| 論文 | 研究ノート | 実践研究論文 | 実践報告 | その他 |
| 分野の妥当性 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 原稿の内容は本会で扱うものとして適当か。 |
| 記述の妥当性 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 原稿の位置づけは明確か。表現は正確か。理解困難な表現はないか。文献引用は適切か。 |
| 信頼性 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 内容に矛盾や誤りはないか。論理の展開に無理はないか。 |
| 独創性・新規性 | 〇 | 〇 | × | × | × | 新しい考え方，理論，実践，手段，事例などが示されているか，従来のものに，意義のある成果を付与しているか。 |
| 教育的寄与 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 原稿の成果が教育において有用か。教育効果の向上が期待できるか。 |
| 将来的発展性 | × | 〇 | × | 〇 | × | 得られた知見，手法等が教育分野において将来的発展・拡大に寄与する可能性があるか。 |
| 完結性 | 〇 | × | 〇 | × | × | まとまった成果が得られ，独立したものとして評価できる段階にあるか。教育効果に対する考察がなされているか。 |

第6条 本誌に掲載された論文等の全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は，日本リメディアル教育学会に帰属する。著作権の取り扱いについては，日本リメディアル教育学会著作権規程に従うものとする。

第7条 他の文献から文章，図，表をそのまま転載する場合は，著作権の問題が生じないよう，必ずその著作権者および出版権者の書面による許可を受ける（自著の場合も必要である）。また，他の文献から文章，図，表を改変して転載する場合は，前段を準用するほか，著作者人格権の問題が生じないよう，必ずその著作者の書面による許可を受ける（自著の場合は不要である）。

第8条 著者には，本誌に掲載された論文等の掲載誌1部を送付する。

第9条 本誌は原則として年一回以上発行する。

第10条 この規程を改廃するときは，編集委員会の議を経るものとする。

日本リメディアル教育学会 編集委員会

（2022 年9 月9日 変更）